

串間市障害福祉サービス等支給決定基準

串間市障害福祉サービス支給決定基準を次のとおり定める。

I 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

- 1 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
- 2 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス利用計画に基づいて行うこと。
- 3 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うこと。（乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする）
- 4 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

II 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「障がい者」とは、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- 2 「障がい児」とは法第4条第2項に規定する障害児をいう。なお、身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書（別紙1）により前述の手帳所持児と同等の状態、又は療育が必要と認められる者をいう。
- 3 「基準最大支給量」とは、加算項目に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量をいう。
- 4 「加算後最大支給量」とは、加算項目を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量をいう。
- 5 「日中活動系サービス」とは、生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・児童デイサービス・旧法施設支援（通所系）・地域活動支援センターⅡ型をいう。

III 対象者

この支給決定基準に定める障害福祉サービス等の対象者は、次のとおりとする。

	サービス名	対象者
介護給付費	身体介護	【障がい者・障がい児】 障害支援区分1以上の者（障がい児にあつては、これに相当する者）
	家事援助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分1以上の者（障がい児にあつては、これに相当する者）
	通院介助 （身体介護を伴う場合）	【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者 ①障害支援区分2以上の者 ②障害支援区分認定調査項目で、以下（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている者 （ア）「歩行」：「全面的な支援が必要」 （イ）「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 （ウ）「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 （エ）「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 （オ）「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 （障がい児にあつては、これに相当する者）

通院介助 (身体介護を伴 わない場合)	【障がい者・障がい児】 障害支援区分 1 以上の者（障がい児にあつては、これに該当する者）
通院介助等乗降 介助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分 1 以上の者（障がい児にあつては、これに該当する者）
重度訪問介護	【障がい者】 障害支援区分 4 以上であつて、次のいずれかに該当する者 1. 次のいずれにも該当する者 ①二肢以上に麻痺等がある者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」 のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者 2. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計 点数が 10 点以上である者
同行援護	【障がい者・障がい児】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障 害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点 数が 1 点以上の者
行動援護	【障がい児・障がい者】 障害支援区分 3 以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行 動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者。 (障がい児にあつては、これに相当する者)
重度障害者等包 括支援	【障がい者・障がい児】 障害支援区分 6 の者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつ て、以下のいずれかに該当する者。 ①重度訪問介護の対象者であつて、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態 にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者 ア) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 イ) 最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計 点数が 10 点以上である者 (障がい児にあつては、これに相当する者)
療養介護	【障がい者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とす る障がい者として次のいずれかに該当する者 ①障害支援区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を 行っている者 ②障害支援区分 5 以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当 する者であること。 ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアの判定スコアが 16 点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合 計点数が 10 点以上である者であつて、医療的ケアスコアが 8 点以上 の者 エ 遷延性意識障害者であつて、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の 者 ③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的 管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要 する障害者であつて、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

		④旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者
	短期入所	【障がい者・障がい児】 ①障害支援区分 1 以上の者 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児
	生活介護	【障がい者】 地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 ①障害支援区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上の者 ②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分 2（障害者支援施設に入所する場合は区分 3）以上の者 ③障害者支援施設に入所する者であって、障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者は区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
	施設入所支援	【障がい者】 ①生活介護を受けている者であって障害支援区分 4（年齢が 50 歳以上の場合は障害支援区分 3）以上の者 ②自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者は区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者 ④就労継続支援 B 型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
訓練等給付費	自立訓練 (機能訓練)	【障がい者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者（具体的には次のような例） ①入所施設・病院を退所・入所した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等
	自立訓練 (生活訓練)	【障がい者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障がい者（具体的には次のような例） ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

	宿泊型自立訓練	【障がい者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者
	就労移行支援	【障がい者】 次のいずれかに該当する者 ①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の者を含む就労を希望する者 ③通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のために支援を一時的に必要とするもの ※65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
	就労定着支援	【障がい者】 就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が 6 月（一般就労に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して 6 月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して 6 月）を経過した障がい者
	自立生活援助	【障がい者】 居宅における自立した日常生活を営む上で、援助が必要と認められる者で以下のいずれかに該当する者 ・ 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者 ・ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者 ・ 精神科病院に入院していた精神障がい者 ・ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者 ・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者 ・ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホーム宿泊していた障がい者 ・ 地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

就労継続支援 A型	【障がい者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上の支援を一時的に必要とするもの。 ※65 歳以上の者は、 （具体的には次のような例） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 ④通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
就労継続支援 B型	【障がい者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生活活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （具体的には次のような例） ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者 ⑤通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの
共同生活援助	【障がい者】 障がい者（身体障がい者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。） なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65 歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としない。

障害児通所給付費	児童発達支援 及び 医療型児童発達 支援	【障がい児】 (児童発達支援) 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児（具体的には次のような例） ①市町村等が行う乳幼児検診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童（医療型児童発達支援） 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
	放課後等デイス ービス	【障がい児】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
	保育所等訪問支 援	【障がい児】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児
	居宅訪問型児童 発達支援	【障がい児】 以下のいずれかに該当する児童で、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイスービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童 ・人工呼吸器を装着している状態、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ・重い疾病のため、感染症にかかる恐れがある状態にある場合
計画相談支援給 付費	計画相談支援	【障がい者】 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者
	障害児相談支援	【障がい児】 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者
地域相談支援	地域移行支援	【障がい者】 地域生活への移行のための支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する者 ・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者（原則として、直近の入院期間が1年以上の者） ・救護施設又は更生施設に入所している障がい者 ・刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者） ・更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
	地域定着支援	【障がい者】 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する者 ・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ・居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障

		がいや疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
地域生活支援事業	移動支援	【障がい児・障がい者】 ①屋外での移動に著しい制限のある知的障がい者又は精神障がい者（障がい児にあってはこれに相当する者）。ただし、行動援護の支給決定を受けている者を除く。 ②視覚障がいもしくは肢体不自由により身体障害者手帳 1・2 級を所持している身体障がい者。ただし、肢体不自由者については次のいずれにも該当する者とする。（障がい児にあってはこれに相当する者）ただし、重度訪問介護の支給決定をされた場合は除く。 ・移動に何らかの介助を必要とする者 ・排泄に何らかの介助を必要とする者 ・食事に何らかの介助を必要とする者
	日中一時支援	【障がい児・障がい者】 障害支援区分 1 以上の者（障がい児にあってはこれに相当する者）
	地域活動支援センターⅡ型	【障がい者】 身体障害者手帳、療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの手帳を有する 18 歳以上の者で、原則、介護保険対象外の者
	訪問入浴	【障がい者】 次のいずれにも該当する者 ①自力で入浴することが困難な者 ②常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難な者 ③ホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者

Ⅳ 支給決定基準

各障害福祉サービス等の基準支給量は、以下のとおりとする。

1 介護給付費

（1）居宅介護

ア．身体介護

基準最大支給量	区 分 1、2 1時間×19回／月 区 分 3 以上 1.5時間×19回／月
加算後最大支給量	家事援助とあわせて、124時間／月
加算要件	以下のいずれか2つに該当すること。 ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者 ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ・医師の指示により 1.5 時間以上／回、週 4 回以上の支援が必要な者 ・住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者 ・その他、市長が特に必要と認める者

イ．家事援助

基準最大支給量	1.5 時間×14 回／月
加算後最大支給量	身体介護とあわせて 124 時間／月
加算要件	以下のいずれか2つに該当すること。 ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者

	・ 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ・ 児童で精神状況・身体状況により 1.5 時間以上／回の見守りが必要である者 ・ その他、市長が特に必要と認める者
--	--

ウ. 通院介助（身体介護を伴う）

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数／月
加算要件	医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

エ. 通院介助（身体介護を伴わない）

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数／月
加算要件	医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

オ. 通院等乗降介助

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	通院に必要な時間数／月
加算要件	医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

（２）重度訪問介護

基準最大支給量	8 時間×31 回／月 （うち外出時の移動加算可能時間：4 時間×31 回／月）
加算後最大支給量	13 時間×31 回／月 （うち外出時の移動加算可能時間：4 時間×31 回／月）
加算要件	以下のいずれにも該当する者 ・ 障害支援区分 5 以上の者 ・ 単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者 ・ 日中活動系のサービスを利用していない者

（３）同行援護

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	50 時間／月
加算要件	申請者から標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

（４）行動援護

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	50 時間／月
加算要件	申請者から標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

（５）重度障害者等包括支援

基準最大支給量	80,000 単位／月
加算後最大支給量	102,000 単位／月
加算要件	申請者から標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(6) 療養介護

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

(7) 短期入所

基準最大支給量	14 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	以下のいずれかに該当する場合（①～③については、医師の診断書等の提出が必要）。なお、加算要件が消滅した際には、職権で従前の支給量に変更するものとする。 ①主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合 ②主介護者の心身状況を勘案した際に、15 日以上の短期入所があれば在宅生活が可能と認められる場合 ③家族に急病が発生し、介護を行う介護者がいない場合 ④その他、市長が特に必要と認める場合

(8) 生活介護

基準最大支給量	当該月の日数－8 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(9) 施設入所支援

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練

基準最大支給量	当該月日数－8 日／月
加算後最大支給量	31 日
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(2) 宿泊型自立訓練

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

(3) 就労移行支援

基準最大支給量	当該月日数－8 日／月
加算後最大支給量	31 日
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(4) 就労定着支援

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

(5) 自立生活援助

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

(6) 就労継続支援

基準最大支給量	当該月日数－8 日／月
加算後最大支給量	31 日

加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合
------	--

(7) 共同生活援助（グループホーム）

基準最大支給量	31 日／月（当該月の日数）
---------	----------------

3. 障害児通所支援給付費

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

基準最大支給量	25 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が特に必要と認めた場合

(2) 放課後等デイサービス

基準最大支給量	25 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が特に必要と認めた場合

(3) 保育所等訪問支援

基準最大支給量	児童発達支援、放課後等デイサービスと併せて週 5 日まで
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(4) 居宅訪問型児童発達支援

基準最大支給量	25 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が特に必要と認めた場合

4. 地域生活支援事業

(1) 移動支援（伴う・伴わないにかかわらず）

基準最大支給量	10 時間／月
加算後最大支給量	生活に必要な外出＋余暇 50 時間／月
加算要件	申請者から標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が特に必要と認めた場合

(2) 日中一時支援事業

基準最大支給量	7 日／月
加算後最大支給量	31 日／月
加算要件	以下のいずれかの該当する場合 ・両親の就労等の理由で介護が困難な場合 ・就学、就労など長期休暇が通常より長い場合 ・市長が特に必要と認めた場合

(3) 地域活動支援センターⅡ型

基準最大支給量	5 日／月
---------	-------

加算後最大支給量	15 日／月
加算要件	申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、市長が必要と認めた場合

(4) 訪問入浴

基準最大支給量	2 回／週
---------	-------

5. 訓練等給付の支給について

(1) 暫定支給決定期間の取扱い

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型については、障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、暫定支給決定期間を設ける。

期間は最長 2 ヶ月間とし、本支給決定期間を含む形であらかじめ支給決定を行う。

なお、暫定支給決定期間満了後も引き続き当該サービスを利用する場合、市は満了日の 10 日前までに事業者から個別支援計画等の提出を受け、支給決定の取消しの要否を決定することとする。

(2) 標準利用期間が設定されているサービスの利用継続

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、当初支給決定期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き利用することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で更新を認める。

また、標準利用期間を超えて更にサービス利用が必要な場合については、認定審査会の個別審査を経て可否を決定することとし、必要性が認められた場合に限り、最大 1 年間の更新を認める(原則 1 回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。)

なお、申請に際しては、個別計画、支援実績、評価、目標未達理由、今後の改善見通し等が分かる資料をサービス提供事業者において作成し、添付することとする。

※標準利用期間

①自立訓練(機能訓練)

1 年 6 か月間(頸椎損傷による四肢の麻痺その他のこれに類する状態にある場合は、3 年間)

②自立訓練(生活訓練)

2 年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3 年間)

③就労移行支援

2 年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3 年間又は 5 年間)

④就労定着支援

3 年間

⑤自立生活援助

1 年間

6. サービスの併給について

ニーズやサービス提供基盤が多様であること、さらに、日額報酬化に伴い報酬の重複なく様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として併給できない障害福祉サービスの組み合わせを特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、その必要性を適切に判断し、特に必要と認めるケースについては併給を妨げないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、市長が特に必要と認めた場合以外は併給しないこととする。

7. 介護保険制度との適用関係

介護保険制度との併給については、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成 19 年 3 月 28 日付通知・障企発第 0328002 号、障障発第 0328002 号）に基づき行うものとする。

なお、以下のサービスにあたっては次の点に留意すること。

（１）居宅介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
 - ・介護保険サービスを利用しても、なお日常生活に必要不可欠なサービスが不足していること
- 支給決定にあたっては、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき支給量を算定することとする。

（２）重度訪問介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- ・要介護 4 以上であること
 - ・単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
 - ・介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要不可欠なサービスが不足していること
- 支給決定にあたっては、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき支給量を算定することとする。なお、最大支給量は、403 時間から介護保険サービスの訪問介護・訪問看護の支給時間を差し引いた時間数とする。

（３）移動支援

最大支給量は 10 時間／月までとし、余暇活動のための利用に限る。ただし、視覚障がい者及び、四肢に麻痺があり市長が認めた者についてはこの限りでない。

8. 非定型の支給決定について

市長が特に必要と認めた者については、支給決定基準にかかわらず支給決定することができる。なお、市長は必要に応じて、認定審査会もしくは地域自立支援協議会に意見を求めるものとする。

9. 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。